

# 契 約 書

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和3年度高齢者活躍人材確保育成事業に関する広告掲載における業務委託契約について、次のとおり契約を締結する。

## （委託業務）

第1条 甲が乙に対し委託する業務は、令和3年度高齢者活躍人材確保育成事業新聞広告業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する新聞広告掲載業務（以下「本業務」という。）とする。

## （契約金額）

第2条 前条における原稿の作成及び掲載の代金（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇〇〇〇円（内消費税等〇〇〇〇〇円）を上限とし、掲載に必要な一切の経費を含むものとする。

2 本業務を実施するにあたり掲載予定の地区、段数毎の掲載数及び全段数は、次のとおりとする。

		〇〇〇〇新聞			
		福岡	北九州	筑後	筑豊
掲 載	半5				
	半2				
全段数					

3 本業務において仕様書に記載する講習会等が中止となった場合においても、甲は他の講習会等又はシルバー人材センターに対する入会促進の広告を行い、仕様書に記載する段数の広告を行うものとする。

4 本業務の委託料に係る消費税および地方消費税は、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

(契約期間)

第3条 本業務の委託期間は、契約締結日より令和4年3月31日までとする。

(委託料の請求及び支払)

第4条 乙は、広告掲載後請求書により委託料の支払いを甲に請求し、甲は、乙に対し乙の指定する銀行口座に振込み支払う。

2 甲は、適法な請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(掲載紙面の掲出)

第5条 乙は、広告掲載後、掲載紙面1部を甲に提出するものとする。

(暴力団の排除)

第6条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力的組織であるとき。

(2) 役員等が、暴力的組織の構成員等となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の20に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(合意管轄裁判所)

第7条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する場合は、福岡地方裁判所を第一審管轄裁判所とするものとする。

(補足)

第8条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 福岡市博多区吉塚本町9番15号  
福岡県中小企業振興センタービル8階  
公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会  
代表理事 内田 敏夫

乙 (住所)  
(会社名)  
(契約者名)